

防衛省における人権教育の取組について

項 目	概 要
目的及び教育の種別	基本的人権の尊重を基本理念の一つとする「日本国憲法」の下、人権教育を推進することが重要であるとの共通認識に基づき、防衛省では、大別して次の 2 つの教育を実施。 ○ 人権尊重の精神の涵養を目的とする一般的な人権教育 ○ 有事における捕虜等の人権を保護するため、「ジュネーヴ諸条約」及び 2 つの追加議定書、その他の国際人道法等（※）に関する教育
教育実施時期等	○ 一般的な人権教育 - 自衛隊法第 5 2 条に定める「服務の本旨」に則り、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生、陸・海・空自衛隊の新隊員に対し行う精神教育の中の「徳操のかん養」において基本的人権の尊重について教育を実施。 ○ 国際人道法等に関する教育 - 防衛大学校、防衛医科大学校、陸・海・空自衛隊の幹部候補生学校及び新隊員教育隊等で自衛隊員としての初任時段階での教育カリキュラムの中で、また部隊等の指揮官や幕僚等となる者に対して防衛研究所、統合幕僚学校、陸・海・空自衛隊の学校等で行われる教育カリキュラムの中でジュネーヴ諸条約等その他の国際人道法に精通した部外講師による講演も含めて実施。 - ジュネーヴ諸条約等に基づき傷病者、難船者、捕虜、文民の保護に関する教育の他、例えば、捕虜等の取扱いに係る国際人道法の適切な実施を確保するため、捕虜等取扱い訓練を実施しており「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」（平成 16 年法律第 117 号）等に基づく業務要領について演練し、捕虜等の取扱いについての知識、技能の向上を図っている。

※ いわゆる平時有事を問わず遵守すべき「拷問等禁止条約」の概要に関する教育を含む。